

令和8年度 墨田区学童クラブ利用申請のご案内

学童クラブの利用は年度ごとに申請が必要です。

現在利用されている方でも、令和8年度の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です。

学童クラブとは

保護者が就労等により昼間適切な保護及び育成をすることができない児童を対象に、放課後等における遊びと生活の場を与え、健全育成を図る事業です。

対象児童

- 1 区内にある小学校の1年生から3年生までの児童
 - 2 区外の小学校の1年生から3年生までに在籍する区内に住所のある児童
 - 3 その他特に必要があると認める児童
 - (1) 区内の特別支援学校に在籍する1年生から6年生までの児童
 - (2) 区外の特別支援学校に在籍する区内に住所のある1年生から6年生までの児童
 - (3) 区内にある小学校の4年生から6年生までの児童又は区外の小学校の4年生から6年生までに在籍する区内に住所のある児童で、次の①～③のいずれかに該当する児童
 - ② 特別支援学級に在籍している児童
 - ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳を保持する児童
 - ③ 学童クラブに通う必要があることを証明できる児童（児童相談所等からの意見書、専門機関からの証明書等が必要です。）
 - (4) 区内にある小学校又は特別支援学校の児童で、看護師等による医療的ケアを必要とする児童
 - (5) 区外の小学校又は特別支援学校に在籍する区内に住所のある児童で、看護師等による医療的ケアを必要とする児童
- ※3（1）（2）（3）に該当する場合は、墨田区学童クラブ利用審査会設置要綱に基づき、利用の審査を行います。各学童クラブにおいて、集団生活の観点から受入人数に上限があります。
- ※3（4）（5）に該当する場合は、墨田区学童クラブ医療的ケア児利用審査会設置要綱に基づき、利用の審査を行います。集団生活の観点から受入人数に上限があります。
- ※保護者が平日（週1日以上）の午後1時～午後6時に就労等を行っていることが必要です。

利用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

一斉受付期間

令和7年11月5日（水）～令和7年12月10日（水）

- (1) 新規利用の方及び継続利用で管轄児童館が変わる方は、申請後に児童館等で保護者、児童、職員での面談を行います。それ以外の方は、原則として面談は不要です。
- (2) 令和8年2月16日（月）から月次受付を開始します。一斉受付期間の申請者で定員が埋まる学童クラブもありますので、利用を希望される方は一斉受付期間中の申請をお願いします。
※月次受付は、毎月10日で締め切り、翌月1日以降の利用の可否を審査します。

変更期間

令和7年12月11日（木）～令和8年1月6日（火）17時

就学相談や学童クラブとの面談等により、申請の内容や希望クラブの変更が可能な期間です。

変更を希望する場合は、同期間中の平日午前8時30分～17時に子育て政策課（03-5608-6195）までご連絡ください。

※上記期間は、新規の申請はできません。

新規の申請は、令和8年2月16日（月）から受け付けます（月次受付）。

※希望クラブを変更する方は、再度面談を行う場合があります。

選考方法

学童クラブ利用選考基準に基づき、指数順に利用の可否を決定します。

結果通知

結果について、令和8年2月中旬に通知書を郵送します。

申請先

パソコン、スマートフォン等による電子申請フォームからの申請となります。右のQRコードから申請を行ってください。

【一斉受付専用フォーム】



【月次受付専用フォーム】



申請に当たっての注意事項

- （1）各学童クラブの定員を超えて申請があった場合は、希望する学童クラブを利用できないことがあります。
- （2）11月5日～12月10日の一斉受付は、先着順ではありません。
- （3）新規利用の方で児童の心身に障害がある場合などは、申請前に児童館等でご相談ください。
- （4）育成を行う上で必要な場合は、保護者の了承を得て、在籍していた保育園等に在籍時の状況を確認する場合があります。
- （5）書類に不備がある場合は、修正が必要となります。令和8年1月6日（火）17時までに不備のない書類を提出できない場合は、一斉受付の審査対象外になりますので、事前に申請書類をご準備ください。
- （6）面談の日程は先着順のため、一斉受付期間後半は予約が取りにくくなりますので、早めの申請をお薦めしています。
- （7）面談日程の変更をご希望の場合は、児童館等にご連絡ください。
- （8）育成場所の見学をご希望の場合は、見学を希望する児童館等に直接ご連絡ください。
- （9）選考期間中は、選考審査の経過・内容等について、自己か他者かにかかわらず、電話・メール等での問合せにお答えできません。
- （10）ランドセル預かり（一斉受付）と学童クラブを同時に申請した場合は、ランドセル預かりの申請が先に選考されます。ランドセル預かりの利用が承認された方の学童クラブの申請は自動的に取下げとなります。

育成の種類及び費用（育成料）について

（１）通常育成

育 成 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）

育成時間：授業日は授業終了後～午後６時

学校休業日（夏休み等）は午前８時半～午後６時

（２）延長育成及び土曜育成

一部の学童クラブでは通常育成に加えて、早朝延長（午前８時～）、夜間延長（～午後７時）及び土曜育成を実施しています。別添の「学童クラブ実施場所」をご確認ください。

※早朝延長、夜間延長及び土曜育成を利用する場合は、別途料金がかかります。

※夜間延長を利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。

※土曜育成のみを利用することはできません。

※早朝延長、夜間延長及び土曜育成の利用には、それぞれの育成時間中に就労（通勤時間を含む。）等をしていることがわかる就労証明書等の提出が必要です。

（３）育成料

時間	平日		土曜日
	授業日	学校休業日	
午前8時～午前8時30分		<u>早朝延長</u> 育成料 500円 (減額後) 250円	<u>土曜育成</u> 育成料 1,500円 (減額後) 750円
午前8時30分～午後6時		<u>通常育成（授業日は授業終了後から）</u> 育成料 4,500円 (減額後) 2,250円	
午後6時～午後7時		<u>夜間延長</u> 育成料 1,000円 (減額後) 500円	

※月の途中での利用開始や利用辞退により、利用期間が１か月未満の場合も、１か月分の育成料がかかります。

支払方法

（１）支払方法は、口座振替となります。利用承認後、Ｗｅｂ口座振替受付サービス又は口座振替依頼書により手続きをお願いします。

※口座未登録の場合も滞納になりますので、早めに手続きをお願いします。

（２）毎月末日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に、当月分の育成料を、利用の承認を受けた保護者の口座から引き落とします（口座の残高について前日までにご確認ください。）。

前年度以前の学童クラブ利用者で、３か月以上の育成料の未納がある方は、学童クラブの利用選考指数が減点になります。受付締切時点で前月分までの納付状況を確認します。納付が難しい場合は、墨田区子育て政策課子育て政策担当にご相談ください。

例）一斉受付期間に申請→令和７年１１月分までの納付状況を確認

令和８年６月１０日までに申請→令和８年５月分までの納付状況を確認

また、利用開始後でも、育成料を３か月滞納した場合、学童クラブの利用を取り消すことがあります。

育成料の減額・免除について

1 育成料の減額・免除に必要な証明書類等

対象者	育成料	証明書類等	交付時期	交付場所
生活保護世帯の方	免除	生活保護の受給証明書	利用承認決定後 又は生活保護開始後	生活福祉課 (区役所3階)
住民税非課税世帯の方	半額	住民税非課税証明書 (令和8年度)	令和8年6月予定	税務課 (区役所2階) 出張所
就学援助受給の方		就学援助認定通知書 (令和8年度)	令和8年7月予定	学務課 (区役所11階) から郵送
同時に2人以上の 児童が利用する方 (育成種類ごと)		証明書類は必要ありませんが、減額・免除の申請は必要です。 (育成種類ごとに、2人目以降のみ減額になります)		

※住民税非課税世帯の方は、すべての保護者の住民税非課税証明書を提出してください。

住民税非課税証明書はマイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービスでも取得できます。

※「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により支援給付受給世帯の方」も免除になります。手続きについては区役所の子育て政策課子育て政策担当にお問い合わせください。

【育成料減額・免除申請専用フォーム】

2 申請方法・時期

電子申請フォームからの申請となります。

証明書類は、PDF 又は画像で電子申請フォームに添付してください。

※利用承認後の手続きとなります。

※年度ごとの申請が必要になりますので、ご注意ください。



減額・免除の申請期限は令和9年3月31日(水)までです。お早めにご申請ください。

3 減額・免除の決定、育成料の返還について

提出された書類等を審査し、減額・免除を決定します。結果については、郵送により通知します。

納付済みの育成料と減額・免除後の育成料の差額については、未納分(将来の育成料を含む。)の育成料に充当します。充当ができない場合は、郵送により返還の手続きについてご案内します。

特別な支援が必要な児童の受入れについて

墨田区学童クラブ利用審査会設置要綱第3条第2項に基づき、児童の状況等を総合的に判断し、学童クラブの利用の可否を審査します。

＜審査基準＞

- ・心身の健康状態が安定していること。
- ・集団生活に支障をきたさないこと。
- ・指導員とのコミュニケーションがとれること。
- ・自力通所（保護者等の援助含む。）が可能なこと。
- ・受入れ施設に支障がないこと。

（学童クラブにより、広さ・トイレ設備等が異なりますので、申請前に児童館等へご確認ください。）

看護や療育の専門職員はいないので、事前にかかりつけ医と学童クラブの利用についてご相談ください。
また、施設の規模や障害等のある児童の入室数によっては、定員に空きがあっても希望のクラブに入室できない場合があります。

医療的ケアが必要な児童の受入れについて

看護師等による医療的ケアが必要な児童は、次の学童クラブにおいて、墨田区学童クラブ医療的ケア児利用審査会設置要綱第4条第2項に基づき、児童の状況等を総合的に勘案して、利用の可否を審査します。

八広児童館学童クラブ（東墨田1-2-6）

外手児童館学童クラブ（本所2-6-9）

八広はなみずき児童館学童クラブ（八広4-27-8）

＜審査基準＞

- ・心身の健康状態が安定していること。
- ・集団生活に支障をきたさないこと。
- ・指導員とのコミュニケーションがとれること。
- ・自力通所（保護者等の援助含む。）が可能なこと。
- ・受入れ施設に支障がないこと。

学童クラブにより広さやトイレ設備等が異なりますので、必ず申請前に見学等を行い、ご確認ください。
療育の専門職員はいないので、事前にかかりつけ医と学童クラブの利用についてご相談ください。
また、施設の規模や医療的ケアを必要とする児童の入室数によっては、定員に空きがあっても入室できない場合があります。

心身に障害又は発達に遅れがある児童を対象に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進を行う障害児通所支援施設「放課後等デイサービス」があります。

ご利用に際しては、療育が必要であることの確認・判定が必要になります。判定後、通所受給者証の発行を受けた方がご利用いただけます。

※事業所との利用契約は各自で行っていただきます。

詳しくは、障害者福祉課事業者係（03-5608-6578）にお問い合わせください。

利用申請の必要書類

父、母、その他の保護者それぞれの証明書・申告書の提出が必要になります（申請日の3か月以内に発行されたもの）。PDF又は画像で一斉受付専用フォームに添付してください。

証明書・申告書は、入室予定日現在の内容のものをご提出ください。

保護者等の状況	必要書類
就労（外勤） ※雇用されている方（配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合を除く。） ※内定も可	・就労証明書（複数就労がある場合はすべて提出してください。） ※内定の方は、就労予定の内容が記載された就労証明書を提出してください。
就労（自営・内職） ※自営業・事業主・フリーランス等 ※配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合を含む。	・就労証明書 ・会社の運営又は業務の実態が確認できる書類（保護者の双方が同一の会社等の場合は添付1枚で可） （例）開業届・営業許可証・事務所等の賃貸借契約書等・全部事項証明書・経済産業省 HP「gBizINFO」の法人プロフィール等
就学・技能習得	在学証明書又は入学許可証（在学期間の記載があるもの）
出産	親子健康手帳（母子健康手帳）（ <u>母親の氏名及び分娩予定日</u> の記載があるページ）
育児休業 ※誕生日の属する月を〇か月として生後13か月以下の子を養育している場合に限る。	就労証明書（育児休業取得期間の記載があるもの） ※区外在住の方は、併せて住民票又は戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の提出が必要です。
疾病（入院）	入院証明書又は診断書（入院期間の記載があるもの）
疾病（居宅内）	診断書（療養期間の記載があり、児童の保護や育成が困難であるとわかるもの）
心身障害	【該当するもの1つで可】 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（手帳の種類、氏名、番号などがわかるもの） ・診断書（療養期間の記載があり、児童の保護や育成が困難であることがわかるもの）
介護・看護	【該当するもの1つで可】 ・介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（手帳の種類、氏名、番号などがわかるもの） ・診断書（介護・看護の必要性が分かるもの）

＊就労証明書は、学童クラブ用の様式での提出にご協力ください。保育所用の様式でも受け付けられますが、その場合、勤務先に就労状況等を確認する可能性があります。

＊上記の表の就労・就学又は技能習得・疾病（週3日以上通院又は通所を要するもの）・介護・看護の中で複数の条件に当てはまる場合は、各々の時間を合算して指数を算出します。

その他 (該当する場合)	必要書類
転居	住宅賃貸契約書・売買契約書（転居先住所、転居予定日、入居者氏名の記載があるページ。金額等は塗りつぶしで可）又は申立書
ひとり親	【該当するもの1つで可】 ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証（㊦） ※医療証は有効期限内のものを提出してください。 ※乳幼児医療助成制度（㊦）、義務教育就学児医療費の助成（㊦）は、ひとり親の確認資料にはなりません。 ・児童育成手当認定通知書（初回のみ。2回目以降は現況結果のお知らせ）、児童育成手当受給証明書 ・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）等のひとり親が証明できる書類 ※住民票は、ひとり親の確認資料にはなりません。
離婚調停・協議中	【該当するもの1つで可】 ・家庭裁判所の調停期日通知書 ・弁護士による証明書等の離婚調停中であることが証明できる書類
障害のある児童	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳 ※手帳の種類、氏名、番号などがわかる画像を提出してください。
看護師等による医療的ケアが必要な児童 ※医療的ケアが必要だが、自分で処置できる児童は提出不要	【全て】 ・墨田区学童クラブにおける医療的ケア児受入支援事業利用申請書 ・主治医意見書 ・医療的ケア指示書 ・医療的ケア実施に関する同意書 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳

学童クラブに関するよくある質問

【利用申請の条件について】

Q 育児休業中ですが、学童クラブの利用申請はできますか。

A 育児休業中で、入室予定日（原則各月 1 日）時点で誕生月を 0 か月として生後 13 か月以下の子どもを養育している場合は、利用申請できます（子どもの 1 歳の誕生日が属する月の翌月末日まで学童クラブを利用できます。）。

また、育児休業中だがその対象が 14 か月以上の子どものために学童の利用要件に該当しない場合でも、入室の翌月 1 日までに復職予定のときは、育休ではなく就労として利用申請できます。

なお、育児休業の要件を満たす場合でも、入室の翌月 1 日までに復職予定であるときは、就労の指数が適用されます。

（例）4 月入室希望で、申請時点では育休中の方から、5 月 1 日までに復職予定であることがわかる就労証明書等が提出された場合、就労の指数が適用されます。

Q 育児休業で学童クラブを利用していて、年度の途中で育休対象の子どもの月齢が 13 か月を超える場合は、学童クラブを継続して利用できますか。

A 学童クラブを継続して利用するには、子どもの 1 歳の誕生日が属する月の翌々月 1 日までに復職予定であることがわかる就労証明書等の提出が必要です。

（例）1 歳の誕生日が 8 月の場合、9 月 10 日までに就労証明書（10 月 1 日までに復職予定であることが分かるもの）の提出が必要です。

Q 産前・産後休暇中ですが、学童クラブの利用申請はできますか。

A 出産予定月及びその前後 2 か月の計 5 か月間は、出産を要件に、利用申請できます。

Q 求職中の場合は、学童クラブの利用申請はできますか。

A 求職活動を要件に、利用申請することはできません。ただし、内定を受けている場合で学童クラブ利用開始月の翌月 1 日までに就労を開始する場合は、採用予定であることが分かる就労証明書等の提出で利用申請できます。

（例）5 月入室の申込みには、6 月 1 日までに就労を開始することが記載された就労証明書等の提出が必要です。

Q 児童にアレルギーがある場合は、利用申請できますか。

A 児童にアレルギーがある場合も、利用申請できます。アレルギーの有無により、利用の可否又は利用優先順位が変わることはありませんが、申請時に必ず児童館等にご相談ください。ただし、看護師等はいないため、医療行為はできませんので、事前にかかりつけ医等と学童クラブの利用についてご相談ください。

Q 現在、区外に住んでおり、墨田区へ転入予定ですが、学童クラブの利用申請はできますか。

A 申請時に、賃貸借契約書又は売買契約書で転入先の墨田区内の住所が確認できれば、利用申請できます。

【利用申請について】

Q 学童クラブ利用申請の内容を変更できますか。

A 申請完了後でも、一斉受付期間中又は変更期間中は申請内容の変更が可能です。変更をご希望の場合は子育て政策課（平日 8 時 30 分～17 時）にご連絡ください。変更期間終了後の変更はできません。

Q 利用申請に不備があった場合は、どうなりますか。

A 利用申請に不備があった場合は、区からメールで補正依頼をします。変更期間終了までに補正が完了しない場合は審査対象外となりますので、ご注意ください。

Q 就労証明書はいつの内容を記入すればよいですか。

A 4月1日又は入室予定日（原則各月1日）現在の内容を記入してください。

Q 延長育成や土曜育成を利用したいのですが、条件はありますか。

A 延長育成や土曜育成を利用するためには、延長育成や土曜育成の育成時間中に就労等を行っていることが、就労証明書等で明らかであることが必要です。

Q 一斉受付期間後も申請できますか。

A 令和8年2月16日（月）から月次申請を受け付けます。利用を開始したい月の前月10日までに本利用案内2ページのQRコードから申請してください。

※希望する学童クラブの定員に空きがない場合は、待機となります。

Q 学童クラブ利用申請時に提出した就労証明書の雇用期間が年度内に切れる場合に、就労証明書の再提出は必要ですか。

A 期間更新のチェックがあり、雇用期間の満了後も継続して就労する場合は、保護者の負担を軽減するため、就労証明書を再提出することなく、退職と同様に翌月から3か月間ご利用いただけます。雇用期間満了後4か月目以降は就労証明書が必要になりますので、3か月目の10日までに、利用届出事項変更申請フォームから継続勤務となる就労証明書を添付して申請してください。

（例）4月から3か月契約の方は、6月末日に契約が切れた場合、7～9月は再提出することなく利用できますが、3か月目の9月10日までに就労証明書が提出されないときは、9月で退室となり、10月以降は利用できません。

Q 通学区域外の小学校を選択する場合、その小学校の学童クラブ（通学区域外）を希望できますか。

A 通学区域外の学童クラブも希望できます。

なお、学校選択と学童クラブは別の選考のため、通学先と学童クラブが別の通学区域になる可能性があります。

【選考について】

Q どのように利用の可否を決定しますか。

A 申請者全員を指数順に並べ、指数の高い方から順に入室を決定します。

※保護者が複数いる場合は、それぞれの指数を計算し、低い保護者の指数を適用します。

Q 通勤時間は指数に関係しますか。

A 就労証明書の終業時間に、申請された通勤時間を加えた時間が18時以降の場合は、帰宅時間調整として加点します。

また、同一指数の方の中で優先順位をつける際にも使用します。詳しくは、学童クラブ利用選考基準の「3 指数が同じ場合の優先順位」をご確認ください。

なお、通勤時間はインターネット等で確認する場合があります。

Q 「学童クラブ利用保留通知書」が届き、待機児童となった場合はどうすれば良いですか。

A 毎月10日締切、翌月1日入室の選考対象となります。第1希望から第3希望までの学童クラブの定員に空きがある場合に、その空き数の範囲内で指数の高い方から順番に入室となります。

また、各児童館では待機児童対策として「ランドセル預かりB」事業を行っています。「ランドセル預かりB」事業とは、小学校から直接児童館に来館して、帰宅時間（最長18時）まで児童館内で過ごすことができる事業です。児童館ごとに定員があります。詳しくは、各児童館等にお問い合わせください。

Q 超過勤務時間は指数に関係しますか。また、裁量労働制を採用している企業で働いている場合、どのように採点されますか。

A 超過勤務時間については、就労証明書において、なし・あり・把握していない（裁量労働制のため）の3択から勤務先に回答していただき、あり又は把握していないと記載された方については、その月間超過勤務時間数に応じて指数の区分が変わります。

裁量労働制を採用している企業で勤務している方は、本人裁量の欄にチェックを入れ、申請者本人が時間数を記入し、超過勤務時間の平均的な月の実績が分かるものを添付してください。

Q 選考期間中に電話等で問い合わせた場合、選考結果を教えてください。

A 選考期間中の問合せにはお答えできません。2月中旬にお送りする結果通知をお待ちください。

【学童クラブ利用について】

Q スポットでの利用はできますか。

A 日単位や長期休暇中のみの利用はできませんので、月単位での入室をご検討ください。

Q 放課後デイサービスとの併用はできますか。

A 学童クラブと放課後デイサービスを同時に登録しておくことは可能です。

Q 習い事のために学童クラブの中抜けをすることはできますか。

A 習い事や放課後デイサービス等の理由による中抜けはできません。

なお、小学校の水泳指導等、対応できる場合もありますので、学童クラブにご相談ください。

Q 学童クラブ利用中に退職する場合は、学童クラブを辞退しなければいけませんか。

A 退職後に求職される方は、退職した月の翌月から3か月は学童クラブをご利用いただけます。退職した月の4か月後の1日までに復職される場合は、4か月目からも引き続き学童クラブをご利用いただけます。

（例）6月に退職する場合、7月～9月は利用可能ですが、10月以降の利用には10月1日までの復職が必要ですので、9月10日までに利用届出事項変更フォームに復職を証明する就労証明書を添付して、申請をしてください。

なお、利用承認後から利用開始前までに退職した場合は利用条件を満たさないため利用できません。

Q 学童クラブ利用中に学童クラブを移動（転室）できますか。

A いながら待機申請フォームから申請（毎月10日締切）すると、毎月1日入室の選考対象となります。

移動希望先の学童クラブに空きがある場合に、その空き数の範囲内で指数の高い方から順番に入室となります。

移動希望先の学童クラブに空きがない場合は、翌月の選考に繰り越しとなります。

転室するまでは承認された学童を利用（いながら待機）できます。

なお、移動希望先の学童クラブへの転室が承認された場合、移動の取りやめはできませんので、ご注意ください。

【いながら待機申請フォーム】



【延長・土曜育成変更
申請フォーム】



Q 延長育成・土曜育成を利用したい又は取りやめたい場合はどうすればよいですか。

A 電子申請フォームからの申請となります。

毎月1日から15日までの延長育成・土曜育成の利用を変更したい場合は変更する月の前月末日が、毎月16日から末日までの利用を変更したい場合は当月15日が申請期限ですので、申請期限までに延長・土曜育成変更申請フォームから申請してくだ

さい。

【利用届出事項変更フォーム】

Q 当初の利用申請時から、就労先など、保護者や児童の利用届出事項に変更が生じた場合はどうすればよいですか。

A 利用届出事項変更フォームに、必要書類等を添付して申請してください。



【学童クラブの育成料について】

Q 学童クラブの利用を月の途中で辞退した場合、その月の育成料はいくらになりますか。

A 学童クラブの利用を月の途中で辞退した場合でも、その月の1か月分の育成料となります。

Q 昨年度、育成料減額又は免除の申請をしたのですが、今年度も申請をする必要はありますか。

A 育成料減額・免除の申請は、毎年度行う必要があります。申請漏れにご注意ください。

Q 延長育成や土曜育成の利用変更を申請した分の育成料はいつ反映されますか。

A 延長育成や土曜育成の利用を変更した分の育成料は、申請されることで発生（変動）します。

利用を取り消す際は、申請期限までに変更申請がなされないで育成料が発生するため、早めの申請をお願いします。

【学童クラブでの育成について】

Q 学校の長期休暇期間中に昼食の提供はありますか。

A 夏休み等に、弁当の配食を実施しています（令和7年度夏休み時点。）。注文や支払は各家庭で手続きしていただきます。

詳細は各学童クラブにお問い合わせください。

Q インフルエンザ等での学級閉鎖中に学童クラブの利用はできますか。

A 学級閉鎖中は、他の児童への感染拡大防止の観点から、学童クラブ利用を自粛していただくようお願いいたします。仕事の都合がつかない場合等は、学童クラブにご相談ください。

Q 熱中症特別警戒アラート発表時は学童クラブを利用できますか。

A 利用不可にはなりませんが、非常に高温・高湿になるため、登室は可能な限り控えるようお願いいたします。

登室が必要な場合には、高温になる時間を避ける等十分に注意し、可能な限り保護者等による送迎をお願いします。

また、適宜水分補給ができるよう、水筒などを持たせてください。

開室時間は、学校休業日に熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、通常どおりとなります。

学校開校日に熱中症特別警戒アラートが発表され、臨時休校になった場合は、授業日と同様の開室時間となります。

【その他】

Q 学童クラブの出席日数に決まりはありますか。欠席が多い場合はどうなりますか。

A 月の出席日数／月の育成日数（土曜育成を実施している施設で、土曜育成を利用している場合は土曜育成日も含む。）で算出する出席率が20%未満で、欠席の理由が病気、障害児通所支援事業の利用等のやむを得ない場合を除き、次の1か月も同様の出席率のときは、利用を取り消す場合があります。

Q 学童クラブ以外に放課後の子どもの居場所がありますか。

A 児童館に自由来館していただくほか、放課後の学校施設を活用した「放課後子ども教室」があります（各校の実施状況は右図二次元バーコード参照）。

実施の有無や実施日、事業の内容は小学校ごとに異なりますので、詳しくは地域教育支援課地域教育支援担当（03-5608-6311）にお問い合わせください。



お知らせ

◎学童クラブの改修工事について

次の学童クラブでは、改修工事を予定しています。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

学童クラブ名	工事内容	時期（予定）	備考
①立川児童館本館学童クラブ	空調工事	令和8年10月	・工事時期は変更になる場合があります。 ・工事期間中も当該学童クラブでの育成となる予定です。
②さくら橋コミュニティセンター本館学童クラブ	外壁・エレベーター工事	令和8年10月	・工事時期は変更になる場合があります。 ・工事期間中も当該学童クラブでの育成となる予定です。
③東駒形コミュニティ会館本館学童クラブ	大規模修繕工事	令和8年9月～ 令和9年3月	・代替場所は調整中です。 ・代替場所での育成は令和8年10月下旬～12月の予定です。 ・決定後改めて在籍児童の保護者にご案内します。

なお、上記以外の学童クラブでも改修工事を実施する場合があります。工事の内容により、代替場所での育成となる場合は、別途ご案内します。

★学童クラブ入室後は次のことをお守りください★

- ① 欠席・早退の場合には、必ず学童クラブに連絡してください。
- ② 帰宅経路は、必ずお子さんと確認をしておいてください。
- ③ 持ち物には必ず名前を書いてください。
- ④ お金やゲームなどの必要ないものは持たせないでください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、その他感染症、台風等の天災などにより学級閉鎖や臨時休校の際は、安全確保のため自宅で過ごされますようご協力ください。
- ⑥ 学童クラブを辞める場合、辞める月の末日までに電子申請フォームから辞退の申請をしてください。あわせて、辞めたことについて学校に伝えてください。

※その他、学童クラブごとに利用方法等のお願いがありますので、入会前の説明会等でよく確認の上、学童クラブを利用してください。

問合せ先

子ども・子育て支援部 子育て政策課 子育て政策担当
 墨田区吾妻橋1-23-20（区役所4階）
 TEL：03-5608-6195（直通）